

取扱い製品のフェアトレード基準

作成・改定日：2015/07/25

一般社団法人トランシード・グループ

目次

1章：ベルベット・コネクションのフェアトレード製品に対する認識・定義付け

2章：ベルベット・コネクションが取扱う製品の基準（フェアトレード基準）

3章：各フェアトレード製品ごとの基準

①FLO認証製品

②WFTO認証団体から購入した製品

③その他の製品

第三者機関の認証を得ていない製品を販売する理由

小規模生産者組合がFLO認証を取得しているが、最終販売製品にFLO認証がつかない場合

小規模生産者組合の公平性を確認するために実施する項目

労働者の権利を尊重している団体の公平性を確認するため実施する項目

4：原材料使用基準について

生産過程の操業状態を把握できていない原材料の使用

原材料使用基準

この基準はベルベット・コネクションがフェアトレード製品として取り扱うことができる製品の基準を、具体的に記したものである。この基準は年度ごとに内容の改定が検討される。また基準が改定された場合、当文章に迅速に反映するように努めるものとする。

1章：ベルベット・コネクションのフェアトレード製品に対する認識・定義付け

フェアトレードショップ「ベルベット・コネクション」およびその運営団体である一般社団法人トランシード・グループは、自社の行うフェアトレードを、「発展途上国の生産者及び、雇用された労働者の人権を尊重した商取引」と定義づける。フェアトレードは公平性、及びその公平性の確認に分けて考えることができる。公平性とは「商取引がどれだけ生産者の人権を尊重しているか」ということであり、公平性の確認とは「公表されている商取引の公平性がどれだけ確実に実施されているか」ということである。以下に公平性、公平性の確認の具体的内容を挙げる。

・公平性の内容

・小規模生産者組合との取引

製品、原材料の購入先が、組合員の利益のために公正に運営される小規模生産者の組合である。個々の小規模生産者は一般的にバイヤー・中間業者との値段交渉力が低いと考えられるが、組合化により交渉力を高め、より高い価格で原材料を売ることができる。よって小規模生産者組合を通じて取引された製品を購入することは一般の製品に比べてより公平性が高いとすることができる。

・労働者の権利の尊重

製品、原材料の購入先が、雇用された労働者の権利を尊重する団体である。労働者の権利には雇用契約の明文化、強制労働の禁止、児童労働の禁止、（国内法に順守するなどの）適切な給与の支払い、労働組合の結成・参加の権利、差別の禁止などがある。

・その他

社会プロジェクトに対する寄付、代金の前払い、長期における売買契約など。

・公平性の確認項目

・生産者組合の平等性に関連する書類の確認（生産者組合から製品を購入する場合のみ）

代表者の選挙による選出、平等な利益の分配について記録された書類。

・会計関連の書類の確認

年次会計報告や購入記録など、組合員や労働者に対しての利益の分配が確認できる書類。

・労使関連の書類の確認

雇用契約書、給料明細など労働者の権利の尊重が確認できる書類。

・生産者組合のメンバーに対するインタビューなどの監査

会計関連の書類の整合性の確認のため。

・労働者に対するインタビューなどの監査

労使関連の書類の整合性の確認、労働環境の確認のため。

2章：ベルベット・コネクションが取扱う製品の基準（フェアトレード基準）

ベルベット・コネクションでは公平性と、その確認のそれぞれにおいて、以下の基準を満たした製品をフェアトレード製品として扱う。

・公平性

販売する製品そのものを輸入する場合、以下の基準を満たすもの。

・発展途上国の小規模生産者組合、もしくは発展途上国の労働者の権利を尊重している団体から購入した製品。

原材料を購入してベルベット・コネクションが製品を製造する場合、以下の基準を満たすもの。

・発展途上国の小規模生産者組合、もしくは発展途上国の労働者の権利を尊重している団体から購入した原材料を使用した製品。

製造するフェアトレード製品の原材料には発展途上国の小規模生産者組合、もしくは労働者の権利を尊重している団体から購入したものが含まれていなければならない。それ以外の原材料は、4章の「素材使用基準」に準じたものでなければならない。

発展途上国の範囲はFLO（フェアトレード・ラベル・オーガナイゼーション・インターナショナル）に準ずる。小規模生産者組合の定義はFLOに準じ「組合員の半数以上が年間を通じた従業員を雇わない小規模生産者の組合」とする。

・ 公平性の確認

上述の公平性を確認するために、以下の内いずれかの基準を満たすもの。

・ 製品及び原材料を製造販売する団体（もしくは製品や原材料そのもの）が、商取引により直接的に利益を得ていない第三者機関により、その公平性に関して認証を得ていること。

・ ベルベット・コネクションが製品及び原材料の販売団体の規約、会計、労働契約等に関する書類確認、現地でのインタビュー等を通じて、その団体の公平性について確認すること。

3章：各フェアトレード製品ごとの基準

ベルベット・コネクションは上述のフェアトレード基準に則り、具体的には以下の製品をフェアトレード製品として取り扱う。（*注1）

①FLO認証製品

FLO（フェアトレード・ラベル・オーガナイゼーション・インターナショナル）は以下の条件を満たした製品（主に原材料）をフェアトレードであると認証している。

- ・ 家族経営を基本とした小規模生産者の組合、もしくは条件を満たした労働組合の存在する企業により生産された製品。
- ・ FLOが定めた最低価格以上での購入。この最低価格は市場価格が下落した場合でも生産者が生産活動を続けられるよう設定されている。
- ・ 販売価格に対して、フェアトレード・プレミアムと呼ばれる、社会的プロジェクトに使用される奨励金の上乗せ。
- ・ 労働者の権利の保証。（労働契約の自由、差別の禁止、児童労働の禁止、労働組合の自由、良好な健康の維持）
- ・ その他、環境に対する配慮、農薬の使用制限など

また認証団体に対しては定期的に実地検査を伴う監査が実施され、書類確認、関係者へのインタビュー、農場の訪問等により操業状態が確認される。

②WFTO認証団体から購入した製品

WFTO（ワールド・フェアトレード・オーガナイゼーション）は労働者の権利を尊重して製品を生産する団体をフェアトレード団体として認証する。認証を受けるにはWFTOが定める以下の10個の基準を実施する必要がある。

- ・ 経済的に不利な人に対する就労機会の提供
- ・ 透明性と説明責任

労働者や関係者に対して操業活動が明確であること。

- ・ 公平な商取引

書類契約、生産者に対して50%の代金の先払い、長期的取引関係の構築などに努めること。

- ・ 生産者が納得し社会的にも承認された、労働に対する対価の支払い
- ・ 児童労働と強制労働の禁止
- ・ 差別の禁止、労働組合の許可
- ・ 安全性、健康への配慮など労働環境の整備
- ・ 労働者の技術やケイパビリティの向上
- ・ フェアトレードの推進
- ・ 環境への配慮

また認証団体の操業を確認するために、上記の基準を満たした操業を行なっているかどうか認証団体自体が自己評価を行い、その証拠となる書類（年間報告書、製品購入の領収書、労働者に対する支払い証明書など）を提出し、審査を受ける必要がある。

WFTOは認証団体の操業を確認するが、個々の製品に使われるすべての素材の生産過程まで確認しているわけではない。そのためベルベット・コネクションではWFTOの認証を受けた団体から製品を購入する場合、自社の「素材使用基準」に準じて使用可能な素材を使用した製品のみを仕入れ、販売する。

③その他の製品

第三者機関に認証を受けていない製品は、上述（2章）のベルベット・コネクションのフェアトレード基準に則り販売する。以下で詳細について補足を行う。

・第三者機関の認証を得ていない製品を販売する理由

製品の生産過程における生産者の人権を尊重し、その操業状態をより確実に確認するためには、販売する製品及びその原材料はFLOなどの第三者機関による認証を得たものが望ましい。

しかし現在、日本国内で入手できるFLO認証やその他の認証を得た製品や原材料の種類には限りがある。（例えばコーヒー生豆など）このためベルベット・コネクションでは、FLOなどの第三者機関による認証を受けていないが、自社のフェアトレード基準に準じた製品と原材料も取り扱い、商品を多様化する。これにより以下のような利益がある。

・消費者の利益

消費者が選択できる商品が増える。

・生産者の利益

生産者の売上が増える。

・フェアトレードの拡大による社会的利益

より多くの消費者に、フェアトレード製品を購入する機会を提供し、フェアトレードの規模が拡大する。

・ベルベット・コネクション（トランシード・グループ）の利益

販売数の増加により収益が増加する。

・小規模生産者組合がFLO認証を取得しているが、最終販売製品にFLO認証がつかない場合

日本国内で販売されているコーヒー生豆などには、FLO認証製品として生産者が販売しているものの、サプライチェーンの中の輸入・販売業者などがFLOの認証を得ず、FLO認証製品としては製品化できないものがある。小規模生産者組合がFLO認証を取得していれば、その組合は公平性があり、それが第三者機関によって確認された組合と考えることができる。このためこれらをフェアトレード基準に適った原材料として使用する。ただしFLO認証製品を製造可能な同等の原材料が入手可能な場合、優先的に入手、製品化するものとする。

・小規模生産者組合の公平性を確認するために実施する項目

第三者機関を通さず、ベルベット・コネクションが直接的に、小規模生産者組合の公平性を確認する場合、以下の項目を実施する。これにより小規模生産者組合の公平性を確認できる場合、その組合が生産した製品及び原材料をフェアトレード基準に適ったものとして販売、使用出来る。

- ・組合員の半数以上が年間を通じた従業員を雇わない小規模生産者の組合であると確認できる書類の入手（組合員リストなど）
- ・組合の運営委員、代表が組合員の選挙で選ばれることが確認できる書類の入手（組合規約など）
- ・組合の公平性が明記された書類の入手（組合規約など）
- ・年次の収益、利益の分配などが分かる会計書類の入手

また実際に現地を訪れ組合員にインタビューを行い、会計書類の整合性を確認することが望ましい。

・労働者の権利を尊重している団体の公平性を確認するため実施する項目

第三者機関を通さず、ベルベット・コネクションが直接的に、労働者の権利を尊重している団体の公平性を確認する場合、以下の項目を実施する。これにより団体の公平性を確認できる場合、その団体が生産した製品及び原材料をフェアトレード基準に適ったものとして販売、使用出来る。

- ・労使関係を明記した書類の入手（規約、契約書など）
- ・労働時間に対して適切な支払いを明記した書類の入手（給与明細、領収書、タイムカードなど）

また労働者にインタビューを行い書類の整合性、及び安全性や差別などの労働環境の確認を行うことが望ましい。

4章：原材料使用基準について

・生産過程の操業状態を把握できていない原材料の使用

WFTOなどの認証団体から購入したもの、ベルベット・コネクションが製造するものも含め、雑貨（食料品以外の取り扱い製品全般）に使われる原材料を全て把握し、その生産過程に於ける操業状態を把握することは現状では難しい。これは商取引のすべての分野でFLOやWFTOのような第三者機関の認証が存在するわけではないことに起因する。

しかし生活に必要な製品の売買を止めることはできない。そのため全ての原材料の生産過程を把握できなくても、より公平性の高い製品を用意し販売することは、発展途上国の生産者と労働者の生活と労働環境の向上に貢献すると考えられる。またフェアトレード製品が多様化することで、よりフェアトレードという考え方が広がっていくという利益がある。

これらの理由によりベルベット・コネクションでは生産過程の操業状態を把握できていない原材料を購入、使用して製品を製造、販売する。また購入した製品が最終販売製品の場合、その原材料の生産過程の操業状態が全て把握できていなくても販売することができる。

それにあたり「原材料使用基準」を策定し、使用出来る原材料の種類を制限することで、生産過程で人権を軽視した操業が行われている原材料が混入することを可能な限り防ぐ。また第三者機関の認証や自社の調査を通じて生産過程の操業状態が明らかである原材料を使用出来る場合、その原材料を使用する、もしくは使用されて製造された製品を優先的に購入する。

・原材料使用基準

生産過程の操業状態が明らかでない場合、使用可能な原材料を以下の基準に準じて決定し、製造、販売、情報の開示を行う。

①使用制限原材料

生産過程に於ける人権侵害が社会的に認知されている業界で生産された原材料は、原則としては原材料として扱うことができない。これらの原材料は使用制限原材料とし、「表A：使用制限原材料リスト」に記載する。

ただし以下の場合にはこれらの原材料を使用出来る。

- ・ 第三者機関の認証や自社の調査を通じて人権を尊重した操業が行われていると確認できる原材料。
- ・ 生活必需品の原材料の内、代替が困難な原材料。（「②生活必需品の原材料」参照）
- ・ 中古品、及びリサイクル品。
- ・ 生産地域が人権が尊重されている先進国で、生産企業が他の地域も含め社会問題を引き起こした事例がなく、労働者の人権や環境に配慮した操業が行われていると考えられるとき。

表A：使用制限原材料リスト

石油に由来する原材料	石油採掘の過程で採掘先の住民との摩擦や環境破壊などが発生する事例があるため。
金属全般	金属を採掘する際に採掘先の住民との摩擦や環境破壊などが発生する事例があるため。
貴金属全般（ダイヤモンドを含む）	ダイヤモンドに関しては紛争や独裁政権の資金として使われる可能性があるため。その他の貴金属全般に関しては操業状態に関する調査が少なく、金属全般における鉱山の労働環境から、操業状態の劣悪さが危惧されるため。
綿花及びその生地	アメリカの綿花の輸出政策、ウズベキスタンの綿花政策などに問題があるため。また発展途上国における農薬の使用状況、縫製工場の労働環境に関して問題が報告されているため。

②生活必要品の原材料

生活に必要な製品に使用され、なおかつ代替を用意するのが困難な原材料の場合、上記の使用制限原材料であっても特別使用可能原材料として使用することができる。なお代替が困難な理由とは、その原材料の特性、流通量の少なさによる代替品の入手の難しさ、生産者の技術や知識の欠如、生産設備の欠如などを包括的に含むものとする。

生活に必要な製品の品目一覧を「表B-1：生活必需品リスト」に記載する。またこれら生活必需品に使用できる特別使用可能原材料の内、頻繁な仕様が予想されるもの、実際に販売している多くの製品に使用されているものを「表B-2：特別使用可能原材料リスト」に記載する。

表B-1：生活必需品リスト

以下に記載されたものを生活必需品とする。

衣類	衣類全般、及び機能性の高い装飾品（髪留めなど）
文具	ペン、ノート、本カバー、筆箱、電話カバー、など
家具	収納用品、本棚、照明、植木鉢、クッション、クッションカバー、ベッドなど
食器	皿、まな板、箸、マグカップなど
洗剤	石鹸、シャンプー、コンディショナー、食器用洗剤

表B-2：特別使用可能原材料リスト

石油に由来する原材料	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック（使用目的：透明性、加工性、耐荷重性、耐衝撃性、軽量性、非導電性などを利用した使用） ・シリコン（使用目的：透明性、耐衝撃性、軽量性などを利用した使用） ・化学繊維（使用目的：保温性、耐熱性などを利用した使用） ・塗料、接着剤などの化学的に抽出、製造された液体、固形物（使用目的：代替が困難な用途全般）
金属全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ネジ、導線、ギアなど（使用目的：導電性、対荷重性などを目的とした使用。機械部品）
綿花	

③個々の製品に使用される原材料で判明しているものを可能な限り、ウェブサイトの商品ページなどで明示するよう努める。

④最終販売製品を輸入、購入する場合、使用されている原材料についての詳細を販売者に尋ね、情報を得るよう努める。

⑤新商品の入荷、販売に即して、その商品が「表B-1：生活必需品リスト」に記載されていない生活必需品の新たな品目と判断された場合や、その新商品に「表B-2：特別使用可能原材料リスト」に記載されていない新たな特別仕様可能原材料が使われている場合、各表に新たに品目もしくは原材料を追加するよう努める。

⑥原材料生産の過程で具体的な人権侵害、社会問題が起こっていることが確認された場合、原則としてその原材料の使用、及び使用した製品の購入（仕入れ）を中止する。

⑦アクセサリ類は生活必需品ではないが、製品の内に占める質量がごく小さく、補助的かつ機能的である場合のみ使用制限原材料を使用することができる。（留め金、ネックレスの通し糸、接着剤など）生産過程が明らかでない金属（ダイヤモンド、金、銀など）を主な宝飾部品（指輪のセンターストーン、指輪の腕、その他装飾目的の部品）として使用することはできない。

⑧喫茶店の営業では、フェアトレード製品（フェアトレードコーヒーなど）を販売することを主な目的とする。フェアトレード以外の食品（フェアトレードコーヒーと同時に提供する菓子類、食事）については本規約は適用されない。ただし食品類の原材料として使用できるフェアトレード製品がある場合、可能な限りフェアトレード製品を使用するよう努める。

*注1

FLO、WFTOに関する記述はそれぞれのウェブサイトに基づいてベルベット・コネクションが作成したものである。

FLO

http://www.fairtrade-jp.org/about_fairtrade/000015.html

http://www.fairtrade.net/fileadmin/user_upload/content/2009/standards/documents/

2011-08-09_SPO_EN_FINAL_EB.pdf

<http://www.flo-cert.net/flo-cert/61.html>

WFTO

[http://www.wfto.com/index.php?](http://www.wfto.com/index.php?option=com_content&task=view&id=2&Itemid=14)

[option=com_content&task=view&id=21&Itemid=302](http://www.wfto.com/index.php?option=com_content&task=view&id=21&Itemid=302)

[http://www.wfto.com/index.php?](http://www.wfto.com/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=85&limit=100&limitstart=0&order=date&dir=ASC&Itemid=109&lang=es)

[option=com_docman&task=cat_view&gid=85&limit=100&limitstart=0&orde](http://www.wfto.com/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=85&limit=100&limitstart=0&order=date&dir=ASC&Itemid=109&lang=es)

[r=date&dir=ASC&Itemid=109&lang=es](http://www.wfto.com/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=85&limit=100&limitstart=0&order=date&dir=ASC&Itemid=109&lang=es)

[http://www.wfto.com/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=85&limit=100&limitstart=0&orde](http://www.wfto.com/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=85&limit=100&limitstart=0&order=date&dir=ASC&Itemid=109&lang=es)

これらの情報によりいかなる損害などが発生した場合でも、ベルベット・コネクションは責任を負わないものとする。